

青森市物品修繕契約標準約款（平成28年3月15日）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第11条 略</p> <p>（談合その他不正行為による解除）</p> <p>第11条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）<u>第49条</u>に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は<u>第62条第1項</u>に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、<u>当該命令が確定したとき。</u></p> <p>二 <u>受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</u></p> <p>三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又は受注者の使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の6</u>又は<u>第198条</u>の規定による刑が確定したとき。</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>（談合その他不正行為による解除）</p> <p>第11条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）<u>第49条第1項</u>に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は<u>同法第50条第1項</u>に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、<u>当該命令が同法第49条第7項若しくは第50条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。</u></p> <p>二 <u>受注者が、公正取引委員会が受注者に行った排除措置命令又は納付命令に対し、独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定により審判請求し、その審判請求についてなされた却下又は棄却の審決が確定したとき。</u></p> <p>三 <u>受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについてなされた却下又は棄却の判決が確定したとき。</u></p> <p>四 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又は受注者の使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の3</u>又は<u>第198条</u>の規定による刑が確定したとき。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="264 331 613 357">第 1 1 条の 3 ～ 第 1 2 条 略</p> <p data-bbox="253 440 409 466">(賠償の予定)</p> <p data-bbox="237 475 1088 657">第 1 3 条 受注者は、第 1 1 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、次に掲げる場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する額を支払わなければならない。引渡しを終了した後も同様とする。</p> <p data-bbox="264 667 1088 849">一 第 1 1 条の 2 第 1 号に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同条第 2 号に規定する裁判の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 5 7 年 6 月 1 8 日公正取引委員会告示第 1 5 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合。</p> <p data-bbox="264 858 1088 928">二 <u>第 1 1 条の 2 第 3 号</u>のうち、受注者が刑法第 1 9 8 条の規定による刑が確定した場合。</p> <p data-bbox="241 944 327 970">2 略</p> <p data-bbox="237 1040 398 1066">第 1 4 条 略</p>	<p data-bbox="1115 331 1464 357">第 1 1 条の 3 ～ 第 1 2 条 略</p> <p data-bbox="1126 440 1283 466">(賠償の予定)</p> <p data-bbox="1111 475 1962 657">第 1 3 条 受注者は、第 1 1 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、次に掲げる場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する額を支払わなければならない。引渡しを終了した後も同様とする。</p> <p data-bbox="1137 667 1962 849">一 第 1 1 条の 2 第 1 号に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同条第 2 号若しくは第 3 号に規定する審決若しくは判決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 5 7 年 6 月 1 8 日公正取引委員会告示第 1 5 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合</p> <p data-bbox="1137 858 1962 928">二 <u>第 1 1 条の 2 第 4 号</u>のうち、受注者が刑法第 1 9 8 条の規定による刑が確定した場合</p> <p data-bbox="1115 944 1200 970">2 略</p> <p data-bbox="1111 1040 1272 1066">第 1 4 条 略</p>